

公益財団法人 大田区スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人大田区スポーツ協会（以下「本協会」という。）の表彰について必要な事項を定め、スポーツの普及と発展に貢献した個人、団体の業績をたたえることによりスポーツの振興を図り、体力向上と健康の増進に資することを目的とする。

(表 彰)

第2条 理事長は、次に掲げる区分により顕著な功績又は模範として推奨する業績のあった者及び団体を表彰する。

一、体育功労者

スポーツ活動の指導と振興に貢献し、スポーツの振興に尽力し功績のあった者

二、体育優良団体

スポーツ活動の普及組織化に努力し、団体活動が活潑で他の模範となり、又その活動が組織内活動にとどまらず、広く地域の体育振興に寄与し、功績顕著な者

三、スポーツ功労者

都民体育大会、国民体育大会等に参加し優秀な成績を揚げたチーム又は選手

四、永年勤続功労者

本協会の役員等で、永年にわたりスポーツの振興に尽力し、功績顕著な者

(欠格条項)

第3条 表彰を受けるべきものが、次の各号の一に該当するとき、その他表彰の趣旨に反すると認められるときは表彰を行わない。

一、体育功労者、体育優良団体で、過去においてスポーツに関する功績により東京都および東京都教育委員会又は国の表彰を受けた者

二、体育功労者、体育優良団体で、既に本協会又は公益財団法人東京都体育協会の表彰を受けた者

(再表彰)

第4条 前条の規定にかかわらず体育優良団体として表彰され、満15年を経過した団体は表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行い、必要に応じて副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、必要と認めたときは適宜これを行うことができる。

(表彰候補者の推薦等)

第7条 第2条に定める表彰に価すると認めたものがあるときは、次によりその業績を精査して理事長に推薦するものとする。

一、体育功労者については、当該加盟団体長

二、スポーツ功労者については、各競技団体長

2 第2条二の体育優良団体の表彰は、専務理事が業績を精査して理事長に内申する。

3 第2条四の永年勤続功労者表彰候補があるときは、専務理事はその業績を精査して理事長に内申する。

(提出書類)

第8条 前条に定める推薦又は内申をする場合は、表彰候補者に係る次の各号に掲げる書類で、理事長が指定するものを添付しなければならない。

- (1) 功績調書
- (2) スポーツに関する経歴書
- (3) 推薦書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(表彰者の決定)

第9条 理事長は第7条に定める推薦又は内申があったときは、総務部会の審査を経て被表彰者を決定するものとする。

2 総務部会は、表彰候補者について、被表彰者として適当であるか否かを審査する。

(付議手続)

第10条 審査の議案は、事務局長が整理のうえ提出するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(委 任)

第12条 表彰候補者の推薦基準その他、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和60年2月8日から施行する。
- 2 大田区スポーツ協会規程（昭和58年1月1日施行）により行った表彰はこの規程により行った表彰とみなす。

付 則

この規程は、平成10年12月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。(平成29年5月10日 理事会決議)

付 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。(平成31年3月27日 理事会決議)

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月26日 理事会決議)

付 則

この規程は、令和3年12月9日から施行する。(令和3年12月9日 理事会決議)

体 育 功 労 者 表 彰 要 項

公益財団法人大田区スポーツ協会（以下「本協会」という。）の加盟団体の会員であってその団体の健全な普及発展に貢献し、又地域社会や職場におけるスポーツの振興に尽力し、功績顕著な者について表彰する。

1 表彰候補者の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体において、スポーツの振興に尽力し、功績顕著な者
- (2) 年齢35歳以上で、加盟団体の本部役員として加盟団体規約に記載されている役員（会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、常務理事、理事、監事、監査）として、継続して10年以上の活動歴を有し、現在活躍中の者
- (3) 過去において、体育に関する功績により、東京都、東京都教育委員会又は国の表彰を受けた者は除く。
- (4) 過去において、本協会又は公益財団法人東京都体育協会の表彰を受けた者は除く。

付 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成10年12月15日から施行する。

付 則

この要項は、平成12年4月19日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年5月1日から施行する。

ス ポ ー ツ 功 労 者 表 彰 要 項

公益財団法人大田区スポーツ協会の加盟団体の会員であって、都民体育大会、国民体育大会等で優勝したチーム又は選手を表彰する。

付 則

この要項は、平成10年12月15日から施行する。

付 則

この要項は、平成12年4月19日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年5月1日から施行する。

